



Title	Toward a Deeper and Broader Understanding of Evidentials
Author(s)	平山, 裕人
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/76322
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論 文 内 容 の 要 旨

氏 名 (平 山 裕 人)	
論文題名	Toward a Deeper and Broader Understanding of Evidentials (証拠性表現のより深い、より広い理解に向けて)
論文内容の要旨	
<p>本論文は、先行研究では注目されていない二つの観点から、より深く、広い証拠性表現の研究が可能であり、必要であることを示すものである。ここでいう「深い」とは、先行研究では表面的な理解しかなされておらず、プリミティブとして扱われていた概念の内部構造を分析することを指し、「広い」とは、特定の一つの言語における証拠性表現ではなく、通言語的に証拠性表現の意味を分析し特定のパターンおよびタイポロジーを発見する研究することを指す。</p> <p>「より深い」研究の一つとして、第二章は獲得の様態（証拠の種類）をプリミティブとして扱うのではなく、その内部構造を分析する必要があることを示し、望ましい分析が満たすべき必要条件を提示する。Izvorski (1997)以来、数多くの形式意味論的提案が様々な言語における証拠性表現についてなされてきたが、それらは「直接証拠」や「間接証拠」といった概念を定義および分析することを避けてきた。これらの概念をプリミティブとして放置することは概念的に妥当ではないというだけでなく、多くの経験的事実とも相反する。つまり、いくつかの例において獲得の様態は、「直接」「間接」という概念の直観的理解にそぐわないことがあり、また、証拠性表現はどのような獲得の様態と適合するかという点で個々に異なる。これらの事実を説明できるという条件に加えて、理想的な分析は、獲得の様態が、証拠性表現の作用域にある命題（以下プリジェイセント）と証拠となる命題（証拠命題）の関係を指定するような関係的概念であるということを保証しなければならないことも指摘する。また本章で取り扱ったデータをもとに、Speas (2010)とKoev (2017)の二つの先行研究を批判的に検討する。Speas (2010)は、なぜ証拠性表現が参照できる証拠の種類が個人的経験、直接、間接、伝聞の四つに制限されているのかという問題を扱い、獲得の様態は三つの状況（発話状況、証拠命題が真になる状況、プリジェイセントが真になる状況）の包含関係を指定するものであるという主張を行った。本章は、この主張は個々の証拠性表現の獲得の様態に関する特異性と相反するものであると示す。Koev (2017)はブルガリア語の間接証拠性表現における「間接」とはどのようなことを話者が証拠を獲得するイベントとプリジェイセントが描写するイベントの間の空間時間的非隣接性から定義した。しかし、このようなイベントを用いた定義はプリジェイセントがモーダルを含むような例をどのように説明するのが不明瞭である。</p> <p>第三章は証拠性表現の時間的特性におけるタイポロジーについての「より広い」研究である。証拠性表現の意味に関するタイポロジー研究は本章が最初というわけではないが、AnderBois (2014), Matthewson (2015a, b)といった先行研究は証拠性表現の時間的意味に焦点を当てていなかった。先行研究 (Fleck (2007) : マツェス語, Chung (2007), Lee (2013) : 韓国語, Smirnova (2013) : ブルガリア語)における時間的意味を持つ証拠性表現は、話者が証拠を獲得した時間 (Evidence Acquisition Time, EAT) を発話時に代わる評価時間としてプリジェイセントに与え、プリジェイセントにおける動詞の時制が、EATとプリジェイセントの間の時間的前後関係を指定すると分析されている。しかし、第三章は、EATと、プリジェイセントが真になる最初の瞬間（以下EARLIEST(p)）の間の時間関係を、プリジェイセントの時制情報から独立して指定する証拠性表現が存在することを示す。英語の<i>apparently, seem</i>, 日本語の「ようだ」、そして北内陸セイリッシュ語の<i>-an</i>はEARLIEST(p)がEATに先行するまたはEATと同時である（すなわちEARLIEST(p) ≤ EAT）ことを要求し、英語の<i>should</i>やドイツ語の<i>sollte</i>は逆の時間関係、すなわちEAT < EARLIEST(p)が成立することを要求する。本章は、この時間的意味がDavis and Hara (2014)に基づく因果関係制約（すなわち、<i>apparently, seem</i>, 「ようだ」、<i>-an</i>は、プリジェイセントが描写するイベントが、証拠命題が描写する命題の原因でなければならない、<i>should, sollte</i>に関しては証拠命題が描写するイベントが、プリジェイセントが描写するイベントの原因でなければならない）に還元することができないことも示す。また、これらの時間的制約が何らかのカテゴリの性質ではなく、語彙的にコード化されていることを示すために、EATとプリジェイセントの時間的外延との間に何の制約も課さない証拠性表現（英語の<i>must</i>, 北内陸セイリッシュ語の<i>-k'a</i>,そしてギクサン語の-</p>	

ima) も検証する。さらに、第三章はこれらの違いを[EAT-anterior/posterior]という変数によってパラメータ化することが可能であると主張する。EARLIEST(p) ≤ EATを要求する証拠性表現は[EAT-posterior]、EAT < EARLIEST(p)を要求するものは[EAT-anterior]、そして時間的制約をもたないものは[-]である。このようなパラメータが存在することの裏付けを行うために、間接および推量以外の証拠の種類を要求する証拠性表現も検証する。具体的には、伝聞証拠性表現である日本語の「そうだ」、北内陸セイリッシュ語の-ku7、そしてギクサン語のgatに関して、「そうだ」は[EAT-posterior]の証拠性表現と同じ時間的制約、すなわちEARLIEST(p) ≤ EATを示し、-ku7とgatは時間的制約を示さない。本章には複数のインプリケーションがある。主なものとして、本章で提示された、プリジェイセントの時間的外延とEATの間の時間的關係はvon Fintel and Matthewson (2008)が提唱するpotential semantic building blockである可能性があるというものがある。

第四章は、ある情報がプリジェイセントに対する証拠であるとはどういうことなのかに関する「より深い」分析を提示する。まず、間接的に獲得された情報のすべてが間接証拠性表現*apparently, seem*、「ようだ」の使用を許可するわけではない。このことは、(a)[水たまりを見て] *Apparently it rained., It seems that it rained.*, および「雨が降ったようだ」と言うことはできるが、(b)[雨が降っているのを窓から見ながら] *#Apparently there are puddles., #It seems that there are puddles.*, および「#水たまりがあるようだ」とは言えないことからわかる。また、証拠の間接性を要求すると言われている英語の*must* (von Fintel and Gillies (2010), Matthewson (2015a))が(a)と(b)両方で使えることや、Chung (2007), Lee (2013), Koev (2017)といった先行研究における証拠の間接性の定義では(a)と(b)を差別化できないという点も、証拠が間接的であるかどうか(すなわち*apparently, seem*、「ようだ」の獲得の様態に関する制約が満たされているかどうか)は(a)と(b)の差異の原因ではないという主張を裏付けている。このことから、どのような制約が、獲得の様態に関する要求とは独立して、プリジェイセントと証拠命題の間に成り立っていないかという問題が生じる。この問題に対して、先行研究には四種類のアプローチが存在する。蓋然性アプローチ (McCready and Ogata (2007), McCready (2010))は、証拠の有無が、プリジェイセントが真になる蓋然性を変化させるとするアプローチである。仮説形式的推論アプローチ (Takubo (2009), Krawczyk (2012))は、プリジェイセントが、証拠命題を小前提とする仮説形式的推論の結論でなければならぬ、すなわち、プリジェイセントが証拠命題に対する最良の説明でなければならぬとするアプローチである。因果関係アプローチ (Davis and Hara (2014))はプリジェイセントが描写するイベントが、証拠命題が描写するイベントの原因でなければならぬとするアプローチである。時間的アプローチ (Hirayama (to appear))は、プリジェイセントが真になる最初の瞬間が、証拠命題が真になる最初の瞬間に先行するまたはそれと同時になければならぬ、すなわちEARLIEST(p) ≤ EARLIEST(q) (q は証拠命題)が満たされていなければならぬとするアプローチである。蓋然性アプローチを除く三つのアプローチは(a)と(b)の差異を説明することができるが、これら三つのアプローチにはすべて経験的問題がある。本章は代替案として、三つのアプローチのうち仮説形式的アプローチの制約を弱め、それが誤って排除してしまう例を容認するような意味的制約を提案する。具体的には、証拠性表現が使用可能なのは (i) プリジェイセントが証拠命題に対する最も適切な説明になっているとき(すなわち仮説形式的推論アプローチの制約が満たされているとき)、もしくは (ii) プリジェイセントと証拠命題が包含制約を満たすとき、このどちらかであると主張する。包含制約とは、Kratzer (2012)やElbourne (2013)の状況意味論に基づいた制約であり、証拠命題が真になるすべての最小状況をどのように拡張した状況においても、プリジェイセントが真になることを要求するものである。この代替案によって提示されたデータはすべて説明できるが、この代替案は選言的制約を採用しており、概念的に妥当ではない。そこで、「プリジェイセントが真でなければ、証拠命題も真でないだろう」という反事実文が容認可能であるなら間接証拠性表現は使用可能であるという記述的一般化がすべてのデータを説明できる可能性に着目する。しかし、この記述的一般化は経験的には妥当である一方、Lewis (1973)などに基づいて形式化しようとする経験的問題に直面する。よって、どのようにこの一般化を形式化するかが残された問題となる。また本章のインプリケーションとして、提示された制約が直接証拠性表現や伝聞証拠性表現にも適用可能であることを示す。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (平山裕人)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	大阪大学 准教授	田中英理
	副 査	大阪大学 教授	岡田禎之
	副 査	大阪大学 教授	加藤正治
	副 査	大阪大学 教授	神山孝夫
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： Toward a Deeper and Broader Understanding of Evidentials

学位申請者 平山裕人

論文審査担当者

主査	大阪大学准教授	田中英理
副査	大阪大学教授	岡田禎之
副査	大阪大学教授	加藤正治
副査	大阪大学教授	神山孝夫

【論文内容の要旨】

本論文は、英語・日本語の証拠性表現 (evidentials, 話し手がどのような証拠に基づいて命題内容を提示しているかを示すモダリティ表現) を主な対象として、(i)証拠性表現における証拠獲得の方法の定義、(ii)間接的証拠表現における時間的制約、(iii)証拠表現における証拠命題として成立するための条件について議論している。

本論文は5章から成る。第1章は序論にあてられ、間接証拠表現である英語の *apparently, seem*, 日本語のヨウダ等を中心として、(i)-(iii)の問題を扱うことが述べられている。

第2章は、証拠性表現における証拠獲得方法の定義について議論している。証拠獲得方法は大きく分けて、話者の直接体験に基づく直接的証拠性と推論や伝聞などによる間接的証拠性があるとされている。Kratzer(1981)流のモーダル分析を(間接的)証拠性表現の意味論に援用している Izvorski(1997), Matthewson et al. (2007), Peterson(2010)等では、証拠性表現を含む文を証拠性表現とそれを除いた命題(*prejacent*)に分割し、概ね「評価世界 w における間接的証拠命題が全て成立している世界すべてにおいて、*prejacent* 命題が真である」という真理条件を与えている。本論文は、この分析では「間接的(あるいは直接的)証拠」という概念が原子概念(*primitive*)として扱われているが、このような扱いは、間接的証拠表現が生じるコンテキストであるにも関わらず、どの間接的証拠表現もそこに生じるわけではなかったり、直接証拠表現が許されたりする事実を説明することができないという点で問題であると論じている。そこで、「直接的・間接的」といった証拠獲得の概念は、*prejacent* と証拠命題との関係に依存して定義するべきであると提案する。

第3章は、*apparently, seem*, ヨウダなどの間接的証拠表現が証拠獲得時と *prejacent* 命題の指示時とに特定の時間関係があることを前提とする時間的制約を有すること、そしてその制約の意義を通言語的観点から論じている。時間と証拠性表現の関係は、ブラジル・ペルーの危機言語である *Matsés* 語のいくつかの過去形、ブルガリア語の1分詞、韓国語の *-te* などについて、先行研究 (Fleck(2007), Smirnova(2013), Chung(2007), Lee(2013)等) で記述されている。これらの形式は、述語の時制屈折の一部として証拠性を表すのに対し、本論文で扱う形式 (*apparently, seem*, ヨウダ、セイリッシュ語族の *St'at'imcets* の *-an'*) は、時制屈折からは独立した形式(「時制を持たない証拠性表現」)であるにも関わらず、時間的制約を課していると主張する。この時間的制約は、「証拠獲得時 (EAT) は *prejacent* 命題 p の指示時の最初の時間幅 (EARLIEST(p)) より時間的に先行してはならない (EARLIEST(p) ≤ EAT)」というものである。例えば、パーティに出る時にだけスーツを着てくる習慣のある John について、話者が John がスーツを着ているのを昼に目撃し(EAT)、その夜 (p の指示時)に (1) *Apparently, John is at a party.* とすることはできない。一方、同様の状況で、目撃時(EAT)と同じ時に(2) *Apparently, John will be at a party.* とすることはできる。(1)は p の指示時=発話時の状況であるから、EAT < EARLIEST(John is at the party)であるが、(2)は EARLIEST(John will be at the party) (=パーティに出席することを決定した時間) ≤ EAT であるからである。(1)-(2)の対比は、間接的証拠性表現を因果関係によって説明する Davis and Hara (2014)では説明すること

ができないという点で重要である。「John がパーティに出席すること」と「John がスーツを着ていること」の因果関係は(1)-(2)で同じだからである。本論文はさらに、*should*やドイツ語の *sollte, müsste* (注: *soll, muss* の接続法2式に限定)は、 $EAT < EARLIEST(p)$ を要求すること、*must*やセイリッシュ語の *k'a*、ギックサン(Gitksan)語の *ima* は時間的制約を持たないことを論じ、 EAT と $EARLIEST(p)$ の時間関係が通言語的に有効な記述パラメータであると主張している。

第4章は、証拠性表現における証拠命題が満たすべき条件について論じている。まず、先行研究におけるアブダクション説(Takubo(2009)など)、因果関係説(Davis and Hara(2014))と本論文の時間制約説を比較検討し、いずれの説でも説明することのできないデータがあることを指摘する。例えば、メアリが自分の部屋で歌を歌っている(証拠命題)の聞いて、(3) *Apparently, Mary is home.*とすることができる。(3)について、アブダクション説では、「メアリが家にいること」が「メアリが自分の部屋で歌うこと」の最適理由(Best-fit explanation)と分析されるが、このような説明は正しいとは言えないであろう。因果関係説でも、「メアリが家にいること」が「メアリが自分の部屋で歌うこと」の原因とは言えないため、(3)の適切性が予測できない。一方、時間制約説では、大雨で道が冠水している(証拠命題)のを目にして、昨夜外に干した洗濯物に関して、(4) *Apparently, the laundry is wet.*とは言えない、という事実を適切に説明できない。 $EARLIEST(\text{the laundry is wet}) \leq EAT$ を満たすため、適格であると予測するからである。逆に、この事例はアブダクション説や因果関係説では問題なく説明される。そこで、本論文では、証拠性表現は、時間的制約に加えて、*prejacent*が証拠命題の最適理由であるという最適理由条件か、証拠命題が成立している(最小の)状況 s についてそれよりも大きな状況 s' すべてで *prejacent* 命題が成り立っていないとてはならない、という包含条件を満たす、という選言的条件を提案している。(3)は、メアリが自分の部屋で歌っている状況 s よりも大きななどの状況 s' をとつてもメアリが家にいるという証拠命題が成立するため、包含条件を満たす。一方で、(4)は包含条件も最適理由条件も満たさない。道路冠水の状況 s より大きななどの状況 s' でも洗濯物が濡れているとは言えないし、道路冠水が必ずしも洗濯物が濡れている最適の理由でもないからである。したがって、(4)は時間的制約は満たしているが、包含条件も最適理由条件も満たさないために不可となる、と分析される。本論文はさらに、選言的条件は経験的には正しい予測をするが、理論的に望ましくないという理由から、これらの条件を反事実条件文の意味論に帰着させて統合する試みを行って4章を閉じている。

第5章は本論文のまとめである。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、英語、日本語の証拠性表現を主なデータとしながら、証拠性表現の意味論全般に関わる新規の制約を提示している点が評価される。第3章で提示された証拠獲得時(EAT)と *prejacent* 命題 p の指示時($EARLIEST(p)$)との関係は本論文で初めて立証され、英語、日本語だけでなくセイリッシュ語の記述にも援用できることが示されている。また、 EAT と $EARLIEST(p)$ の関係性が通言語的に記述のパラメータとして利用可能である点も高く評価できる。本論文のこの発見は、今後の証拠性表現研究において重要な位置を占めると予想される。第4章では、証拠性表現の証拠に関わる議論で有力であろうと考えられる説の経験的予測力を詳細に検討し、適切にその問題点を挙げることに成功している。第3, 4章通じて、精密な言語記述に基づいて適切な形式化がなされており、この分野における研究者としての十分な力量が窺える。

このように、高い評価を得る本論文であるが、いくつか課題も挙げられる。まず、第3章で提案された EAT や $EARLIEST(p)$ が特定の時間幅で生じる場合以外の総称文や習慣文などが *prejacent* になる場合については、どのような予測をするのかが不明確であることが挙げられる。第二に、 EAT と $EARLIEST(p)$ の関係が制約として生じるのが間接的証拠だけなのか、直接的証拠性表現には関わらないのか、関わらないとすればその理由はどこにあるのかについても議論の対象となるであろう。第三に、第4章の包含条件を記述するために状況意味論による定式化を行なっているが、これが前章で提案した時制論と両立可能であるかは検討課題であろう。第四に、包含条件と最適理由条件が選言的な条件となっている点を克服するために Lewis(1973)の反事実的条件文による統合を試みるが、Lewisの反事実的条件文は因果関係との密接な関係を持っており、因果関係説の拡張という方向性の検討も今後の課題として挙げられるであろう。

以上のように、今後の課題とされるべき問題はありますが、本論文の高い価値を決して減じるものではなく、博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。